

令和8年3月3日

入札説明書

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人岩手県立大学が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務委託 一式
- (2) 調達件名の仕様等
岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所
岩手県立大学宮古短期大学部（宮古市河南一丁目5番1号）

2 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時
令和8年3月19日（木）午前11時10分
- (2) 場 所
岩手県立大学宮古短期大学部 管理研究棟1階 会議室

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業許可を有する者であること。
- (3) 社会福祉施設、学校、学校寄宿舎又は医療福祉施設等での給食業務について、過去5年以内に2年以上の契約実績の有していること。
- (4) 調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に社会福祉施設、学校、学校寄宿舎又は医療福祉施設等での給食業務に1年以上の経験を有する者を1名以上業務に従事させること。
- (5) 栄養士法(昭和22年法律245号)に規定する栄養士の資格を有する者を献立の作成に従事させること。
- (6) 申請書等の提出年月日から起算して過去2年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (7) 岩手県内に事業所を有し、受託業務内容を管理・監督できる者であること。
- (8) 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若し

- くは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (10) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立てをなされていない者でないこと。
- (11) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 入札参加手続等

- (1) 入札参加者は、入札参加資格審査に必要な書類として、次の書類(以下「提出書類」という)アからクを令和8年3月13日(金)午後5時までに18に示す照会先に、持参又は郵送(配達証明郵便等の配達記録が残るものに限る)を各一部提出しなければならない。
- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1)
 - イ 契約実績届出書(様式2)
 - ウ 技術者経歴書(様式3)
 - エ 食中毒等の事故に関する申告書(様式4)
 - オ 食品衛生法による営業許可書の写し
 - カ 生産物賠償責任保険証書の写し
 - キ 商業登記簿謄本の写し(個人の場合は営業証明書の写し)
 - ク 契約実績を確認できる書類(契約書、仕様書等の写し)
- (2) 提出書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出書類は、公立大学法人岩手県立大学において審査するものとし、仕様及び特質等を満たし、かつ、業務実施体制が整備され、業務を履行できると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- なお、提出書類の補足、補正等は認めるが、令和8年3月16日(月)午後5時までとする。また、審査結果は、令和8年3月17日(火)までにFAXにより通知する。
- (4) その他
- ア 提出書類等は、入札参加者資格の審査以外に使用しない
 - イ 申請書等は、返却しない。

5 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成午後5年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。その他、(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

6 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書を2(1)の日時に2(2)の場所に提出すること。

(3) 入札書は、紙媒体による方法（以下「紙入札」という。）により提出しなければならない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

(6) 郵送による入札は認めない。

7 入札書に関する事項

入札書は、本学で示す書式により次のことを表示すること。

(1) 入札年月日

(2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

(3) 入札金額

(4) 調達件名

(5) 調達数量

(6) 履行期間

8 入札の不参

4(3)により入札に参加できると認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。この場合、事情を申し出る必要はないが、入札に参加できなかった事情について、後日調査することがある。

9 入札保証金

公立大学法人岩手県立大学契約実施規定第9条第2号により免除

10 入札の延期、取りやめ等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により設計図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書を岩手県立大学ホームページ（以下「ホームページ」という。）等により閲覧に付すとともに、入札書等提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入札書等提出期限、開札日等についてはホームページで示すものとする。
- (3) 入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当するもの
- (2) 公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの
- (3) 調達件名及び入札金額のないもの
- (4) 入札参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のない事項又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (7) 入札金額の記載が不明確のもの
- (8) 入札金額の記載を訂正したもの
- (9) 公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの

(10) その他入札に関する条件に違反したもの

12 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、別に定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

13 開札に立会う者に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

14 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

15 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは公立大学法人岩手県立大学に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

16 説明書等に対する質疑

- (1) 説明書等について質疑がある場合には、令和8年3月13日(金)午後5時までに質問書(様式5)を持参、郵送又はファックスにより、18の照会先に1部提出すること。
- (2) 16の(1)の質問書に対する回答は、令和8年3月17日(火)までにFAXにより行う。なお、回答内容は、入札参加資格が有と認められた者すべてに通知する。

17 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

18 照会先

〒027-0039 岩手県宮古市河南一丁目5番1号
岩手県立大学宮古短期大学部 事務局(担当 坂本)
TEL 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234